

第 1 問 総合問題 I

No. 1

合 計
／50点

登 録 番 号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取得者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
宅地 H			
建物 I			
宅地 J			
居宅 K			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取得者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
宅地			
定期預金			
動産			
普通預金			
上場株式			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないM社株式）の価額の計算
イ 評価方式の判定

--

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取得者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程

ハ 1株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程

（3）相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
			（生命保険金等の非課税金額の計算）

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
退職手当金等			
M社死亡退職金			
			(退職手当金等の非課税金額の計算)
上記以外の相続又は遺贈によるみなし相続財産			

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 対 象 宅 地 等	取 得 者	課税価格から減額される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務			
葬式費用			

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年課税分）価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額	計 算 過 程

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額	計 算 過 程

(8) 相続人等の課税価格計算

(単位：円)

相 続 人 等 項 目	乙	A	D	F	G	E	合 計
相続又は遺贈による取得財産							
みなし取得財産							
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算額 (暦年課税分)							
課税価格 (1,000円未満切捨て)							

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合計	人	1		相続税の総額 (100円未満切捨て)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相 続 人 等 項 目		乙	A	D	F	G	E	合 計
算 出 税 額								
加 算 又 は 減 算	相 続 税 額 の 2 割 加 算 額							
	贈与税額控除額 (暦年課税分)							
	配偶者の税額 軽 減 額							
	未成年者控除額							
差 引 税 額								
贈 与 税 額 控 除 額 (相続時精算課税分)								
納 付 税 額 (100円未満切捨て)								

(注) 相続税額の2割加算額及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額

(単位：円)

加算及び控除の 項 目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額			
贈与税額控除額 (暦年課税分)			
配偶者の税額軽減額			
未成年者控除額			
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)			

第2問 総合問題Ⅱ

No. 1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏名	

I 各相続人等の納付すべき相続税額

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)、3及び5に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
宅地 Y			
建物 J			
宅地 L (a 部分)			
宅地 L (b 部分)			
純山林			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)、3及び5に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入 される金額
立木			
外貨定期預金			
R社株式			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（Q社株式）の価額の計算

① 評価方式の判定

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（Q社株式）の価額の計算（続き）

② 資産及び負債の計算

イ 資産の部

(単位：円)

科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
現金			
預金			
受取手形			
売掛金			
貸付金			
棚卸資産			
土地			
借地権			
建物			
機械装置			
車両運搬具			
開発費			
繰延税金資産			
合 計			

ロ 負債の部

(単位：円)

科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
支払手形			
買掛金			
未払金			
貸倒引当金			
退職給付引当金			
合 計			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（Q社株式）の価額の計算（続き）

③ 1株当たりの純資産価額の計算 (単位：円)

④ 1株当たりの評価額の計算 (単位：円)

計 算 過 程	取得者	課税価格に算入 される金額

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（Q社株式）の価額の計算（続き）

④ 1株当たりの評価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程	取得者	課税価格に算入 される金額

2 小規模宅地等の特例の計算

（単位：円）

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

3 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

[illegible]

4 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

[illegible]

5 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	財産の種類	計 算 過 程	課税価格に加算される金額

6 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分						合計
相続又は遺贈による 取得財産						
みなし取得財産						
債務及び葬式費用						
生前贈与加算 (暦年課税分)						
課税価格 (1,000円未満切捨て)						

Ⅱ 納付すべき相続税額の計算

1 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分(分数)	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
	—	千円	円
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

2 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等							合計
区 分							
算出税額							
加算又は減算	相続税額の2割加算金額						
	贈与税額控除額(暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
納付税額(100円未満切捨て)							

第3問 総合問題Ⅲ

No. 1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏名	

問 1

I 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

1 特定遺贈財産価額の計算

(単位：円)

[illegible]

1 特定遺贈財産価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取得者	金 額
J 社株式(続き)			
不動産投資信託証券			
K 宅地			
K 家屋			
O 定期預金			
P 空地			
農地			
その他の財産			

4 相続時精算課税適用財産の計算

(単位：円)

贈与年分	取得者	計 算 過 程	金 額

5 債務控除額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額

6 生前贈与加算額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	金 額

7 各人の相続税の課税価格の計算

(単位：円)

項 目	相続人等						合 計
特 定 遺 贈 財 産							
みなし取得財産							
相続時精算課税適用財産							
債 務 控 除 額							
生前贈与加算額							
課税価格(千円未満切捨)							

Ⅱ 相続税の総額の計算

課税価格の合計額（単位：千円）		遺産に係る基礎控除額（単位：千円）	課税遺産総額（単位：千円）	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額（単位：千円）	相続税の総額の基となる税額（単位：円）	
合計	人	1	相続税の総額 (百円未満切捨)	
			円	

Ⅲ 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

1 各人の相続税の納付税額の計算							(単位：円)
項 目	相続人等						合 計
算出相続税額							
相続税額の加算額							
贈与税額控除額(暦年)							
配偶者の税額軽減額							
障害者控除額							
贈与税額控除額(精算)							
納付税額(百円未満切捨)							

第4問 総合問題Ⅳ

No.1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
農 地 G			
家庭用財産			
宅 地 H			
家 屋 I			
現 金 預 金			
証券投資信託 受 益 証 券			
宅 地 K			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
 （単位：円）

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
定期預金			
空地			
その他の財産			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（J社株式）の価額の計算

① 評価方式の判定

② 資産及び負債の計算

イ 資産の部

(単位：円)

科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
現金			
預金			
受取手形			
売掛金			
貸付金			
前払費用			
有価証券			
土地			
建物			
その他の減価償却資産			
保険積立金			
合 計			

ロ 負債の部

(単位：円)

科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
支払手形			
買掛金			
未払金			
貸倒引当金			
退職給付引当金			
合 計			

③ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

④ 原則的評価方式による評価額

(単位：円)

⑤ J社株式の価額

(単位：円)

取得者	計 算 過 程	J社株式の価額

(3) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(6) 相続税の課税価格へ加算する贈与財産（相続時精算課税適用財産を除く。）価額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	金 額

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算 (単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	金 額

(8) 各人の相続税の課税価格の計算 (単位：円)

項目\相続人等	乙	A	B	E	F	C	D
相続又は遺贈による取得財産							
みなし取得財産							
相続時精算課税適用財産							
債 務							
葬 式 費 用							
生前贈与加算							
課税価格(千円未満切捨)							

2 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		課 税 遺 産 総 額	
千円		千円		千円	
法 定 相 続 人	法 定 相 続 分	法定相続分に応ずる各取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合計	人	1		相続税の総額	円

3 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(1) 各人別の納付税額の計算

(単位：円)

項目 \ 相続人等	乙	A	B	E	F	C	D
算出相続税額							
加算又は減算							
相続税額の加算額							
贈与税額控除額(暦年)							
配偶者の税額軽減額							
障害者控除額							
贈与税額控除額(精算)							
納付税額(百円未満切捨)							

(2) 税額控除等の計算

(単位：円)

控除等の項目	対象者	計算過程	金額
相続税額の加算額			
贈与税額控除額(暦年)			
配偶者の税額軽減額			
障害者控除額			
贈与税額控除額(精算)			

4 Aの相続時精算課税に係る権利義務の承継者、承継割合及び納付すべき税額

Aの納付すべき税額		円			
権利義務の承継者					
承継割合	/	/	/	/	/
納付すべき税額 (100円未満切捨て)	円	円	円	円	円